

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
に関する基準を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「設備運営基準」という。）（第4条第2項、第6条第6項及び第7条第6項並びに附則第4条（設備運営基準第6条第6項及び第7条第6項に係る部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。

(1学級の園児の数)

第4条 1学級の園児の数は、35人以下とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該学年の初めの日の前日において満3歳である園児のみで編制される学級の園児の数は、25人以下とする。ただし、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合にあっては、この限りでない。

(職員の配置)

第5条 設備運営基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の2に規定する方法により満3歳以上の園児に対する食事の提供を行う幼保連携型認定こども園には、栄養

士を置くよう努めなければならない。

(園舎の面積)

第6条 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積 (平方メートル)
1 学級	180
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

(2) 満3歳未満の園児の数に応じ、次条第2項の規定により算定した面積

(園舎に備えるべき設備)

第7条 園舎には、満1歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合にあっては調乳のために必要な器具又は設備を、満3歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合にあっては^{もく}沐浴用設備（浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の^{もく}沐浴のための専用の設備をいう。）を備えなければならない。

2 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室 5.0平方メートルに満1歳未満の園児の数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3.3平方メートルに満1歳以上満2歳未満の園児の数を乗じて得た面積

(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積

3 保護者からの利用に係る申込みがあり、前項第1号又は第2号の基準に従うことにより当該申込みに係る子どもの保育を当該申込みに係る幼保連携型認定こども園において行うことができない場合において、当該幼保連携型認定こども園における子どもの受入れの体制その他の事情を考慮して市規則で定めるところにより市長が適当と認めるときは、当該幼保連携型認定こども園の乳児室又はほふく室の面積に係る基準は、前項第1号又は第2号の規定にかかわらず、設備運営基準第7条第6

項第1号又は第2号に定めるところによる。

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第8条 設備運営基準（設備運営基準を改正する命令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している幼保連携型認定こども園が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に幼稚園（運営の実績その他の事情により適正な運営が確保されていると市長が認めるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第2項の規定の適用については、当分の間、同項第3号中「満2歳以上」とあるのは「満2歳以上満3歳未満」とする。

3 施行日の前日において現に保育所（運営の実績その他の事情により適正な運営が確保されていると市長が認めるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第6条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、
それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

(1) 満3歳以上の園児の
数に応じ、次条第2項
の規定により算定した
面積

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抄）

（設備及び運営の基準）

第13条 都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。次項及び第25条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

2 - 5 省 略